

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年2月2日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
開発調査センター 所長 伏島 一平（公印省略）

## 1. 調 達 内 容

(1) 調達件名及び数量 定置網漁業に係る新規操業モデル開発支援業務（佐賀県玄海地区）  
一式

(2) 調達仕様 入札説明書による。

(3) 履行期間 自) 令和5年4月1日  
至) 令和6年3月31日

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」または「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。

(3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付  
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
開発調査センター 開発業務課  
電話 045-277-0179  
FAX 045-277-0209

② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「定置網漁業に係る新規操業モデル開発支援業務（佐賀県玄海地区）に係る入札説明書希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付  
任意書式に「定置網漁業に係る新規操業モデル開発支援業務（佐賀県玄海地区）入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和5年2月24日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより



- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出しただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

## 1. 件 名

定置網漁業に係る新規操業モデル開発支援業務(佐賀県玄海地区)

## 2. 業務目的

国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター（以下「センター」という。）では、平成23年度から沿岸漁業に係る研究会を設置し、定置網漁業が抱える①乗組員の高齢化や就労者人口の減少、②漁獲量の減少や低価格魚の増大による収益の減少、③深夜労働による労働負荷といった主要な課題を洗い出したうえで、開発調査事業として、全国の定置網漁場における現地調査等を実施した。その結果、実行可能性調査地（モデル地区）に選定された佐賀県玄海地区において、前述の課題解決策を導出し、以て、今日的な社会的要請でもある働き方改革も含め、成長産業として他の地区のモデルとなり得る定置網のあり方を提起することとしている。本業務は、当該研究開発に必要な基礎情報及び社会実証の場を確保することを目的とする業務である。

## 3. 納品場所

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

テクノウェイブ100 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター

## 4. 業務期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※ただし、令和5年8月11日～10月9日は休漁期間のため業務を実施しない

## 5. 業務条件

当該業務で販売された漁獲物収入はセンターの収入とする。

## 6. 業務内容

### (1) 操業調査

調査対象である玄海海域において定置網の操業を行い、年間10ヶ月（令和5年4月1日～令和5年8月10日及び令和5年10月10日～令和6年3月31日）の操業の間、水揚地を唐津市内に所在する漁港とし、且つセンターの指示する(2)の業務を行い、センターが実施する収益性改善と労働負荷等の軽減を図る新規操業モデルの開発を支援する。※請負者は、漁具および漁具の設置に係る設備（漁船、網船、クレーン等）をあらかじめ整備の上、上記に示す全期間において、休市日を除き操業する。天候等による場合や漁具の破損が生じた場合など、不可抗力により操業できない場合はその理由と状況の詳細を

センターに報告する。センターがその理由を正当と判断しない場合、操業が不可であった期間を本業務の期間外とし、請負者に対して日数分の委託料の返還を求めることがある。

## (2) 漁獲物の品質管理および新販売・流通方式の開発業務

漁獲量の減少や低価格魚の増大による収益の減少、深夜労働による労働負荷といった課題の解決方策を導出するために、下記業務を行う。

### 1) 漁獲物の品質管理業務

調査対象海域において、定置網操業を実施し、センターの指示する品質管理業務を実施する。当該作業は、操業期間中、原則水揚げ・出荷を行う全日程において、センターの指示する方式で保冷、選別、重量測定、脂質測定、使用魚箱等の各項目に対して行うこととする。当該作業に要する全ての施設、設備、人員は請負者が用意する。ただし、魚箱、氷、水、パーチ、トレーなどの製品管理、販売のための資材費は別途センターが負担する。

### 2) 新販売方式の実証業務

業務期間中の上記操業に伴う漁獲物販売については、センターの指定する時間、水揚げ地、荷姿で、原則水揚げ・出荷を行う全日程において、漁協が運営する市場に上場もしくは漁協自営事業に対して販売する。なお、市場口銭、販売資材等の漁獲物販売の際に生じる経費は別途センターが負担する。

### 3) ICT システム効果の実証に係る支援業務

業務期間中の上記操業に伴う業務の一環として、原則水揚げ・出荷を行う全日程において、センターが開発する ICT 生産－販売管理アプリケーションシステムを使用するとともに、使用により判明する要改善点および改善方法についてセンターに提示する。

### 4) 調整的出荷管理支援業務

センターが開発した ICT 生産－販売管理アプリケーションシステムを活用した情報交流による新販売方式の一つとして、海面網生け簀および陸上水槽を用いた漁獲物の調整的出荷管理を実施する。請負者は、6－(1)に示した操業期間中、原則として操業を行う全日程において ICT 生産－販売管理アプリケーションシステムの漁獲閲覧と需要閲覧機能を使用するとともに、センターの指定する日時に、船上に取り込んだ漁獲物の一部を漁場付近の海面網生け簀あるいは水揚げ市場付近の陸上水槽へ収容する（毎月それぞれ3操業日程度）。海面網生け簀もしくは陸上水槽へ収容した漁獲物は、センターの指定する日時にセンターが指定する数量を取り上げ、漁協が運営する市場に上場もしくは漁協自営事業に対して販売する。同業務のために必要な海面網生け簀（3m×3m×3mの海面筏1基と網1張、5m×5m×3mの海面筏1基と網1張）および陸上水槽（6トン水槽1基、5トン水槽2基）は請負者が準備し、それぞれの網は状況に応じて（6－(1)に示した操業期間中に1回程度の交換作業、洗浄作業ならびに破網部の修繕作業を行う。同業務に要する漁船（操業船と網運搬

船)と設備(作業台場、網船、クレーン等重機等)および作業員(4名以上)は請負者が用意する。

#### 5) 品質(脂質含量)情報に基づく出荷業務

センターが開発した ICT 生産-販売管理アプリケーションシステムおよび脂質含量測定装置(PiPiTORO)を活用した情報交流による新販売方式の一つとして、品質(脂質含量)情報を付与した出荷を実施する。センターは、脂質含量測定装置を用いて漁獲物の脂質含量を計測し、ICT 生産-販売管理アプリケーションシステムの脂質含量機能(仮)を使用して計測結果を配信する(年間30操業日程度の実施を計画)。魚種はマアジ、ブリ等を想定し、マアジであれば数箱、ブリであれば数尾を脂質情報付与対象とすることを想定)。請負者は、6-(1)に示した操業期間のうちセンターが指定する日程において、脂質含量を計測する漁獲物の仕分けを補助するとともに、脂質含量を計測した漁獲物を、センターの指定する荷姿、入数にて、漁協が運営する市場に上場もしくは漁協自営事業に対して販売する。なお、作業性の評価などを目的に、脂質含量の計測・配信作業の試行を依頼する場合がある(年間5回程度を想定)。

#### 6) 需要情報に基づく出荷支援業務

センターが開発した ICT 生産-販売管理アプリケーションシステムを活用した情報交流による新販売方式の一つとして、需要情報に基づく出荷を実施する。請負者は、原則として6-(1)に示した操業期間の全日程において ICT 生産-販売管理アプリケーションシステムの漁獲閲覧と需要閲覧機能を使用するとともに、配信される需要情報(魚種、規格、箱姿、入数等)に対応できる漁獲物があった場合には、センターの指示に基づいて漁協が運営する市場に上場もしくは漁協自営事業に対して販売する(毎月それぞれ3操業日程度)。

### (3) 操業の場を活用した適正操業モデルの開発支援業務

乗組員の高齢化や就労者人口の減少不足への対策のため、省人・省力化漁具、低負荷操業の開発を目的として下記業務を行う。

#### 1) 簡素化漁具設計支援業務

省人・省力化を目的としてセンターが開発する簡素化漁具の設計を支援する。請負者は、6-(1)に示した操業期間中、概ね6回程度の協議を行い、現状漁具の構造、材質や漁労作業内容等の情報を提供するとともに、簡素化漁具の設計図面をもとに、漁具構造や材質等を提案する。多面的な意見を募るため、本業務に係る人員は4名とする。

#### 2) 選別・取り込み漁具開発支援業務

低負荷操業を目的としてセンターが実施する船上型選別装置の開発を支援する。請負者は、6-(1)に示した操業期間中、船上型選別装置を月に5回程度使用して漁獲物のサイズ選別を行う。船上型選別装置の使用により判明する仕様の要改善点

および改善方法についてセンターに提示する。漁獲物のサイズ選別作業に必要な人員（5名）は請負者が提供する。船上型選別装置はセンターが提供する。

### 3) 漁獲量推定技術開発支援業務

操業前の漁獲量推定技術を開発するためにセンターが設置する配信式設置型魚群探知機から配信される情報を、請負者は6-(1)に示した業務期間中（休市日を除く）に原則として毎日確認し、情報に基づく出漁による採算性の有無の見込み、およびその判断理由をセンターの担当職員に報告する。センターの担当職員へ当日の連絡ができない場合は、センターが準備する操業記録日誌に記入して後日報告する。

請負者は、6-(1)に示した業務期間中に配信式設置型魚群探知機1基の設置・回収作業（計2回）を実施するとともに、概ね月1回程度の電池交換を行う。ここでの作業に必要な船上関連設備（漁船、漁具、クレーン等水揚げ用途の設置済み設備等）と人員（4名：漁船・設備操作1名、漁具操作2名、機器交換支援1名）の提供を行う。調査に係る配信式設置型魚群探知機はセンターが準備する。

### 4) 漁海況情報配信システムの開発支援業務

漁海況のリアルタイム情報配信を行うためにセンターが設置する2基の環境モニタリングブイから配信される情報を、請負者は6-(1)に示した業務期間中（休市日を除く）に原則として毎日確認し、情報に基づく出漁の可否、および出漁時刻の決定に対する有用性の有無をセンターの担当職員に報告する。センターの担当職員へ当日の連絡ができない場合は、センターが準備する操業記録日誌に記入して後日報告する。

2基の環境モニタリングブイのメンテナンス作業のため、請負者は6-(1)に示した業務期間中に、2基それぞれについて、設置場所からの回収（陸揚げ）と設置作業を3回ずつ実施する<sup>注1、注2</sup>。ここでの作業に必要な船上関連設備（漁船、漁具、クレーン等水揚げ用途の設置済み設備等）と人員（4名：漁船・設備操作1名、漁具操作2名、機器設置回収支援1名）の提供を行う。本業務で使用する船舶は、業務実施時において有効な小型船舶検査（小型兼業船）を受けていること。なお、検査に要する費用は請負者が負担すること。

注1 上記に示した設置場所からの環境モニタリングブイの回収（陸揚げ）と設置作業のほか、台風など海況の悪化に伴う退避を目的とした緊急の回収（陸揚げ）と設置作業をセンターが指示する場合がある。請負者がセンターの求めに応じて作業を実施した場合、センターは本請負業務外でその費用を負担するものとする。

注2 自然現象等の不可抗力によりブイおよび測器の脱落（紛失）等が生じた場合、これらの探索と原状復帰はセンターの責任のもと実施し、その費用を負担する。ただし、請負者の瑕疵等によりブイおよび測器の脱落（紛失）等が生じた場合、測器類の探索および原状復帰は請負者が行い、これに係る費用を請負者が負担するものとする。原状復帰のための測器（付属品含む）及び副資材等はセンターが指定する。

## (4) その他

センター職員の不在時における補助作業

### 1) 漁獲成績報告

別途センターが指定する書式によって、操業時間、漁獲量、体長組成および水揚げ

時間、水揚げ量、製品組成特記事項を、作業日ごとに報告する（メールまたはFAX）。

## 2) 漁具と観測機器破損報告

漁具ならびにセンターが漁具に設置した設置型魚群探知機と環境モニタリングブイに破損が生じたときは、別途センターが指定する書式によって、報告する（メールまたはFAX）。

## 7. 納入成果物

業務完了後は、納品場所へ以下の成果物を速やかに送付、納入すること。なお、送付にかかる経費は請負者が負担すること。

- ・上記（1）から（3）の作業内容（日時、作業概要、使用した機材・人員）の一覧表 1部
- ・当該一覧表のデータファイルを保存した電子媒体（CD-R等）2部

## 8. その他

- ・業務期間中に消費した船舶用燃油は、当センターが別途供給するものとする。
- ・乗船中には救命胴衣を着用し、作業時には適切な防護具を装着すること。
- ・詳細については担当職員の指示に従うこと。